

の意見を伝えることができる。放送協会は、番組スタッフに個人的な意見を述べることを委任するかぎり、意見の自由という基本権の保護を尊重しなくてはならない（分業による任務の遂行とそれに伴う基本権の行使）。

番組スタッフの良心の自由＝信条の自由の保護は憲法上保障される。ただし、保護に値する信条の範囲は無限定のものではなく、それは、番組スタッフとしての特殊な役割つまり、「総合的な情報の伝達の義務」の遂行上正当化される範囲にとどめられる。」

### （2）放送の公的任務と番組スタッフの任務

「内部的放送の自由」を支えるもう一つの論拠は、「放送の公的任務論」である。これは、番組スタッフが放送の公共的任務の遂行に協力していることを根拠として、番組スタッフにも固有の自由と責任があることを強調するものである。

放送協会は、基本法5条の「放送の自由」と放送法に基づいてその役割を遂行する。それを踏まえて、西部ドイツ放送法はその第4条で、番組上の任務を、「西部ドイツ放送協会は、自由な意見形成の媒体（メディアム）として、要因（ファクター）として、また、公衆の一般事項として、放送を主催し、伝播する」と規定している。これは、連邦憲法裁判所の第一次放送判決の文言を引用したものであるが、その任務は第4条第2項以下で具体化される。すなわち、「その番組であらゆる重要な生活領域の中での国際的、国内的事件について総合的な展望を示すべき」ことなどがそれである。さらに、第5条「番組原則」が、憲法秩序の遵守、多様性、公正、真実性の義務などの番組編集の枠組みを課している。

番組編集スタッフの役割は、このように具体的に規定された放送の公共的任務の遂行へ協力することであるが、西部ドイツ放送法は、すでに指摘したように、「番組スタッフ」の条項で、「いずれの番組スタッフもその委ねられた番組上の任務を放送協会の全体的な責任の枠内で自らのジャーナリストとしての責任において遂行する」として番組スタッフの「自己責任」を認めている。この「自己責任」の内容は、「編集者綱領」の第1条で、協会は番組上の任務を「番組スタッフの職業的適格性と職能において遂行する」と言い換えられてい

る。

つまり、番組スタッフは、「放送の自由の実現」という放送協会と同一の任務を担い、しかもこの任務を「自らのジャーナリストとしての責任において」果たすために、ジャーナリストとしての「職業的適格性と職能において遂行する」のである。このようにして、専門的職業人としての番組スタッフの自由と任務、責任と職能は、相互に関連づけられることとなる。そのかなめ（要）に位置づけられているのが「信条の自由の保護」＝「良心条項」である。

このような四者の関係は、組織論的アプローチにおいても見る事ができる。

### 3. 組織論的アプローチ

「編集綱領」が提起している問題は、組織論的視点からみると「官僚組織におけるプロフェッショナル・マン（専門的職業人）」の問題としてとらえることができる<sup>9</sup>。

#### （1）専門的職業人としての番組スタッフと放送協会の組織

ドイツの放送協会の組織問題を検討した研究者は、バイエルン放送協会を対象とした事例研究の中で、番組スタッフを専門的職業人として見なしでも差し支えないと判断している。その際にあげられた専門的職業人の指標は、次の4点であった。①かなり長期の系統的職業訓練、②それぞれの専門的職業（プロフェッション）にかかわる特有な価値規範、および、行動規範の内面化、③特定の普遍的価値への志向、④職業組織（プロフェッション団体）への比較的緊密な結びつき、である<sup>10</sup>。

専門的職業人としての番組スタッフが従事する放送協会は、会長を頂点とする階層的に秩序づけられた組織体で、総括的な執行権限と責任を放送協会会長に集中させている。このような階層的な権限秩序に基づく形式的な番組責任は、実質的な番組責任と遊離している。放送番組はその性質（放送時間の多様性、放送番組の絶対量の大きさ、締め切り時間の不一致）から、少数の責任者による決定を本来不可能にしているからである。

現実には、個々の番組スタッフが実質的な決定を行い、それに伴う責任を負っているにもかかわらず